

淀川区青少年指導員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市青少年指導員制度実施要綱(以下「市要綱」という。)に基づき、淀川区における青少年指導員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 青少年指導員の定数については、1町会1名を基本とする。

(業務)

第3条 青少年指導員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1)街頭啓発活動
- (2)指導ルーム活動
- (3)青少年実態調査
- (4)地域活動協議会などの団体等との連携
- (5)成人の日記念のつどい等、本区との協働による活動
- (6)その他、青少年健全育成に関することで、区長の認めるもの

(選考会の設置)

第4条 青少年指導員の選考にあたっては、校下に校下選考会を設ける。

- 2 校下選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を選考のうえ、区長に推薦する。
- 3 校下選考会は、地域活動協議会で運営する。

(選考基準)

第5条 青少年指導員は、青少年の健全育成に关心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1)当区に生活の根拠を有する者。ただし区外居住者であっても区内に勤務し、適任者でかつ必要な場合は選考することができる
- (2)青少年問題に深い関心と熱意を持ち、活動に必要な時間がある者
- (3)年齢満18歳以上55歳未満の者

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、淀川区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 青少年指導員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この改正規定は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 7 年 12 月 9 日から施行する。